

たのしいでんき プラン別説明書

EV 従量電灯プラン(実)

2025 年 5 月 1 日実施

HTBエナジー株式会社

たのしいでんきプラン別説明書

〔EV 従量電灯プラン(実)〕

目 次

1	契約種別	3
2	EV 従量電灯プラン(実) 北海道.....	3
3	EV 従量電灯プラン(実) 東北.....	4
4	EV 従量電灯プラン(実) 東京.....	5
5	EV 従量電灯プラン(実) 中部.....	5
6	EV 従量電灯プラン(実) 北陸.....	6
7	EV 従量電灯プラン(実) 関西.....	7
8	EV 従量電灯プラン(実) 中国.....	8
9	EV 従量電灯プラン(実) 四国.....	9
10	EV 従量電灯プラン(実) 九州.....	10
11	本説明書の変更および廃止	11

たのしいでんきプラン別説明書 EV 従量電灯プラン(実) (以下、「本プラン」といいます。))は、当社のたのしいでんき約款(以下、「たのしいでんき約款」といいます。))に基づき、電灯または小型機器をご使用の法人もしくは個人事業主のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2025 年 5 月 1 日より実施し、お客さまにより本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき 料金表」において、定めます。

3. 契約期間等

本プランによるお客さまの需給契約の契約期間等は、たのしいでんき約款7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、次のとおりとします。

- イ. 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 3 年後の応当日までといたします。
- ロ. 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ. 最低利用期間はたのしいでんき約款 14(料金の適用開始の時期)で定める料金の適用開始日以降3年後の応当日までといたします。最低利用期間内に、需給契約の消滅した場合、当社が定める期日までに解約違約金としてたのしいでんき約款 49(手数料等)で定める額を支払っていただきます。

たのしいでんき 料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 要	EV 従量電灯プラン(実) 北海道	従量電灯 C
	EV 従量電灯プラン(実) 東北	従量電灯 C
	EV 従量電灯プラン(実) 東京	従量電灯 C
	EV 従量電灯プラン(実) 中部	従量電灯 C
	EV 従量電灯プラン(実) 北陸	従量電灯 C
	EV 従量電灯プラン(実) 関西	従量電灯 B
	EV 従量電灯プラン(実) 中国	従量電灯 B
	EV 従量電灯プラン(実) 四国	従量電灯 B
	EV 従量電灯プラン(実) 九州	従量電灯 C

2 EV 従量電灯プラン(実) 北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ) に該当し、かつ、(ハ) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約容量

- (イ) 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロワットにつき	276 円 10 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 84 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 34 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 84 銭

(ハ) 割引

供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて各 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金から割引きます。なお、各 12 ヶ月間の割引内容は各 13 ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10A を 1kW と換算し、契約容量(kVA)については、1kVA を 1kW と換算します。

① 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 20 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×50%

② 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 40 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×100%

以後、 $[12 \times n + 1]$ ヶ月目毎を1ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

3 EV 従量電灯プラン(実) 東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、東北電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約容量

- (イ) 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロワットにつき	226 円 60 銭
-----------------	------------

- (ロ) 電力量料金
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。
「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 03 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 53 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 03 銭

- (ハ) 割引
供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて各 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金から割り引きます。なお、各 12 ヶ月間の割引内容は各 13 ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10A を 1kW と換算し、契約容量(kVA)については、1kVA を 1kW と換算します。
- ① 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 20 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×50%
- ② 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 40 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×100%
- 以後、 $[12 \times n + 1]$ ヶ月目毎を1ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

4 EV 従量電灯プラン(実) 東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ. 契約容量

- (イ) 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロワットにつき	230 円 67 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。
「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 03 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 53 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 03 銭

(ハ) 割引

供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて各 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金から割引きます。なお、各 12 ヶ月間の割引内容は各 13 ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10A を 1kW と換算し、契約容量(kVA)については、1kVA を 1kW と換算します。

- ① 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 20 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×50%
- ② 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 40 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×100%

以後、 $[12 \times n + 1]$ ヶ月目毎を1ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

5 EV 従量電灯プラン(実) 中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約容量

- (イ) 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロワットにつき	214 円 50 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 79 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 29 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 79 銭

(ハ) 割引

供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて各 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金から割引きます。なお、各 12 ヶ月間の割引内容は各 13 ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10A を 1kW と換算し、契約容量(kVA)については、1kVA を 1kW と換算します。

- ① 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 20 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×50%
- ② 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 40 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×100%

以後、 $[12 \times n + 1]$ ヶ月目毎を1ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

6 EV 従量電灯プラン(実) 北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約容量

- (イ) 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロワットにつき	242 円 00 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

「たのしいでんき約款」別表 5(容量抛出台金反映額)に定める容量抛出台金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 41 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 91 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 41 銭

(ハ) 割引

供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて各 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金から割り引きます。なお、各 12 ヶ月間の割引内容は各 13 ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10A を 1kW と換算し、契約容量(kVA)については、1kVA を 1kW と換算します。

- ① 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 20 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×50%
- ② 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 40 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×100%

以後、[12×n+1]ヶ月目毎を1ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

7 EV 従量電灯プラン(実) 関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、関西電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについて

も適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約容量

- (イ) 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロワットにつき	96 円 80 銭
1 契約につき	-290 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定します。

「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 64 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 14 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 64 銭

(ハ) 割引

供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて各 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金から割り引きます。なお、各 12 ヶ月間の割引内容は各 13 ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10A を 1kW と換算し、契約容量(kVA)については、1kVA を 1kW と換算します。

- ① 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 20 を乗算した数値以上の場合、各 12 ヶ月目の基本料金×50%
- ② 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 40 を乗算した数値以上の場合、各 12 ヶ月目の基本料金×100%

以後、 $[12 \times n + 1]$ ヶ月目毎を 1 ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

8 EV 従量電灯プラン(実) 中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、中国電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約容量

- (イ) 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロワットにつき	108 円 90 銭
1 契約につき	-326 円 70 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 82 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 32 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 82 銭

(ハ) 割引

供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて各 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金から割引します。なお、各 12 ヶ月間の割引内容は各 13 ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10A を 1kW と換算し、契約容量(kVA)については、1kVA を 1kW と換算します。

- ① 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 20 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×50%
- ② 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 40 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×100%

以後、 $[12 \times n + 1]$ ヶ月目毎を1ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

9 EV 従量電灯プラン(実) 四国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、四国電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約容量

- (イ) 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロワットにつき	121 円 00 銭
1 契約につき	-363 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 02 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 52 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 02 銭

(ハ) 割引

供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて各 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金から割り引きます。なお、各 12 ヶ月間の割引内容は各 13 ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10A を 1kW と換算し、契約容量(kVA)については、1kVA を 1kW と換算します。

- ① 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 20 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×50%
- ② 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 40 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×100%

以後、 $[12 \times n + 1]$ ヶ月目毎を1ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

10 EV 従量電灯プラン(実) 九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約容量

- (イ) 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。

契約容量 1 キロワットにつき	227 円 38 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 15 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 65 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 15 銭

(ハ) 割引

供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて各 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金から割り引きます。なお、各 12 ヶ月間の割引内容は各 13 ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10A を 1kW と換算し、契約容量(kVA)については、1kVA を 1kW と換算します。

- ① 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 20 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×50%
- ② 各 1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に 40 を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×100%

以後、 $[12 \times n + 1]$ ヶ月目毎を1ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

11 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2 の 2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。

(※)13 ヶ月目から 24 ヶ月目までの期間の平均月間使用量に応じて 26 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、①②の計算式を用いて算出した額を料金から割り引きます。なお、12 ヶ月間の割引内容は 25 ヶ月目に判定するものとします。

25 ヶ月目から 36 ヶ月目までの期間の平均月間使用量に応じて 38 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、①②の計算式を用いて算出した額を料金から割り引きます。なお、12 ヶ月間の割引内容は 37 ヶ月目に判定するものとします。

以後、同様に繰り返します。